

訪問型サービス(みなし)サービスコード表(みなし指定事業所:平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
種類	項目								
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		1.168	1月につき		
	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818			
	1114	訪問型サービスⅠ・同一		1.168単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1.051			
	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	736				
	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		38		1日につき	
	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27				
	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		38単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	34			
	2115	訪問型サービスⅠ日割・同一・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24				
	1211	訪問型サービスⅡ		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		2.335			1月につき
	1213	訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1.635				
1214	訪問型サービスⅡ・同一	2.335単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2.102					
1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1.472						
2211	訪問型サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		77	1日につき				
2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54						
2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69					
2215	訪問型サービスⅡ日割・同一・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49						
1321	訪問型サービスⅢ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		3.704		1月につき			
1323	訪問型サービスⅢ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2.593						
1324	訪問型サービスⅢ・同一	3.704単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3.334					
1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2.334						
2321	訪問型サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		122	1日につき				
2323	訪問型サービスⅢ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85						
2324	訪問型サービスⅢ日割・同一	122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110					
2325	訪問型サービスⅢ日割・同一・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77						
2411	訪問型サービスⅣ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		266		1回につき			
2413	訪問型サービスⅣ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	186						
2414	訪問型サービスⅣ・同一	※1月のうち全額で回から8割まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	239					
2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	167						
2511	訪問型サービスⅤ	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		270	1日につき				
2513	訪問型サービスⅤ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189						
2514	訪問型サービスⅤ・同一	270単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	243					
2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	170						
2621	訪問型サービスⅥ	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回を超える程度)		285		1日につき			
2623	訪問型サービスⅥ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200						
2624	訪問型サービスⅥ・同一	285単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257					
2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一	※1月のうち全額で回から7割まで	180						
1411	訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		165	1日につき				
1413	訪問型短時間サービス・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	116						
1414	訪問型短時間サービス・同一	165単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	149					
1415	訪問型短時間サービス・初任・同一	※1月につき22回まで	104						
8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算			1月につき			
8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算				1日につき		
8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算						
8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき				
8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算			1日につき			
8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき				
8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算			1月につき			
8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日		所定単位数の 5%加算		1日につき				
8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回		所定単位数の 5%加算			1回につき			
4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算		200				
4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算			100			
6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の86/1000 加算		1月につき				
6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の48/1000 加算						
6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90% 加算						
6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の 80% 加算						

訪問型サービス(独自)サービスコード表(新規事業所:平成27年4月1日以降に開設した事業所)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111 訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		1.168	1月につき	
A2	1113 訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818		
A2	1114 訪問型サービスⅠ・同一		1.168単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		1,051	
A2	1115 訪問型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		736	1日につき
A2	2111 訪問型サービスⅠ日割			事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		38	
A2	2113 訪問型サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		27	
A2	2114 訪問型サービスⅠ日割・同一	38単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		34	
A2	2115 訪問型サービスⅠ日割・同一・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		24		
A2	1211 訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		2,335	1月につき	
A2	1213 訪問型サービスⅡ・初任		2,335単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,635	
A2	1214 訪問型サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		2,102	
A2	1215 訪問型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,472	1日につき
A2	2211 訪問型サービスⅡ日割			事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		77	
A2	2213 訪問型サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		54	
A2	2214 訪問型サービスⅡ日割・同一	77単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		69	
A2	2215 訪問型サービスⅡ日割・同一・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		49		
A2	1321 訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		3,704	1月につき	
A2	1323 訪問型サービスⅢ・初任		3,704単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,593	
A2	1324 訪問型サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		3,334	
A2	1325 訪問型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,334	1日につき
A2	2321 訪問型サービスⅢ日割			事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		122	
A2	2323 訪問型サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		85	
A2	2324 訪問型サービスⅢ日割・同一	122単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		110	
A2	2325 訪問型サービスⅢ日割・同一・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		77		
A2	2411 訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		266	1回につき	
A2	2413 訪問型サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		186		
A2	2414 訪問型サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		239		
A2	2415 訪問型サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		167		
A2	2511 訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		270		
A2	2513 訪問型サービスⅤ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		189		
A2	2514 訪問型サービスⅤ・同一	270単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		243	
A2	2515 訪問型サービスⅤ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		170		
A2	2621 訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回を超える程度)		285		
A2	2623 訪問型サービスⅥ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		200		
A2	2624 訪問型サービスⅥ・同一	285単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		257	
A2	2625 訪問型サービスⅥ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		180		
A2	1411 訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		165		
A2	1413 訪問型短時間サービス・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		116		
A2	1414 訪問型短時間サービス・同一	165単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		149	
A2	1415 訪問型短時間サービス・初任・同一	※1月につき22回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		104		
A2	8000 訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001 訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8002 訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8100 訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101 訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8102 訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8110 訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111 訪問型サービス中山間地域等提供加算日			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	8112 訪問型サービス中山間地域等提供加算回			所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2	4001 訪問型サービス初回加算	手 初回加算	200単位加算		200		
A2	4002 訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算		100		
A2	6270 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の86/1000 加算			
A2	6271 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の48/1000 加算			
A2	6273 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算			
A2	6275 訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算		1月につき	

網掛け部分は、秋田市では使用しません

通所型サービス(みなし)サービスコード表(みなし指定事業所:平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業所)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
A5 1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき	
A5 1112	通所型サービス1日割		事業対象者・要支援2	54単位	54	1日につき	
A5 1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で4回まで	3,377単位	3,377	1月につき
A5 1122	通所型サービス2日割			※1月の中で全部で5回から8回まで	111単位	111	1日につき
A5 1113	通所型サービス1回数	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき	
A5 1123	通所型サービス2回数	事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389	1回につき	
A5 8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A5 8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A5 8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A5 6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A5 6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者(通所型サービス(みなし)を行う場合)	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A5 6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A5 5010	通所型生生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A5 5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A5 5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A5 5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A5 5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A5 5007	通所型複数サービス実施加算Ⅱ			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A5 5008	通所型複数サービス実施加算Ⅲ			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A5 5009	通所型複数サービス実施加算Ⅳ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A5 5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120		
A5 6107	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ	チ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A5 6108	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A5 6101	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48	
A5 6102	通所型サービス提供体制強化加算Ⅳ			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A5 6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅴ	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		
A5 6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅵ		事業対象者・要支援2	48単位加算	48		
A5 6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の40/1000 加算			
A5 6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の22/1000 加算			
A5 6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算			
A5 6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
A5 8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき	
A5 8002	通所型サービス1日割・定超		事業対象者・要支援2	54単位		38	1日につき	
A5 8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		3,377単位	2,364	1月につき
A5 8012	通所型サービス2日割・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		111単位	78	1日につき
A5 8003	通所型サービス1回数・定超	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位	265	1回につき		
A5 8013	通所型サービス2回数・定超	事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	272	1回につき		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
A5 9001	通所型サービス1・欠	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき	
A5 9002	通所型サービス1日割・欠		事業対象者・要支援2	54単位		38	1日につき	
A5 9011	通所型サービス2・欠		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		3,377単位	2,364	1月につき
A5 9012	通所型サービス2日割・欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		111単位	78	1日につき
A5 9003	通所型サービス1回数・欠	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位	265	1回につき		
A5 9013	通所型サービス2回数・欠	事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	272	1回につき		

通所型サービス(独自)サービスコード表(新規事業所:平成27年4月1日以降に開設した事業所)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6 1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647
A6 1112	通所型サービス1日割			54単位	54
A6 1121	通所型サービス2	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377
A6 1122	通所型サービス2日割			111単位	111
A6 1113	通所型サービス1回数	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位	378
A6 1123	通所型サービス2回数	事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389
A6 8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6 8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6 8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき
A6 6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240
A6 6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者(通所型サービス(みなし)を行う場合)	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376
A6 6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752
A6 5010	通所型生活上向グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100
A6 5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225
A6 5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150
A6 5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150
A6 5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算
A6 5007	通所型複数サービス実施加算Ⅱ			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算
A6 5008	通所型複数サービス実施加算Ⅲ			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算
A6 5009	通所型複数サービス実施加算Ⅳ	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算
A6 5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120
A6 6107	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ	チ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算
A6 6108	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2	144単位加算
A6 6101	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		事業対象者・要支援1	48単位加算
A6 6102	通所型サービス提供体制強化加算Ⅳ			事業対象者・要支援2	96単位加算
A6 6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅴ	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ		事業対象者・要支援1	24単位加算
A6 6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅵ			事業対象者・要支援2	48単位加算
A6 6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の40/1000 加算	
A6 6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の22/1000 加算	
A6 6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算	
A6 6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算	

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6 8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%
A6 8002	通所型サービス1日割・定超			54単位	
A6 8011	通所型サービス2・定超	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援2	3,377単位	定員超過の場合 × 70%
A6 8012	通所型サービス2日割・定超			111単位	
A6 8003	通所型サービス1回数・定超	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位	265
A6 8013	通所型サービス2回数・定超	事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	272

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6 9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%
A6 9002	通所型サービス1日割・人欠			54単位	
A6 9011	通所型サービス2・人欠	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援2	3,377単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%
A6 9012	通所型サービス2日割・人欠			111単位	
A6 9003	通所型サービス1回数・人欠	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位	265
A6 9013	通所型サービス2回数・人欠	事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	272

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2 430単位	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位	300	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。